

第4章 文献史料

本章では、1874年に龍潭前の地に移転・建設された中城御殿について記した文献史料を概観し、どのような記録が残されているのかを紹介する。文献史料の紹介にあたっては、大きく近世期（主に移転の検討・造営に関する記録）と近代期（尚家沖縄別邸としての記録）に分け、それぞれ山田浩世、前田勇樹が分担執筆する。

第1節 近世期中城御殿に関する文献史料

（1）中城御殿造営を記した文献史料と尚家文書

中城御殿に関する文献史料 次期琉球国王（世子）が居住した中城御殿は、もともと近世期を通じて那覇から首里城へといたる主要道路であった綾門大道に面する地（現在の首里高校付近）に置かれていたが、1874年までに諸々の検討を経て龍潭向かいの地へと移転・造営された。新規に造営された中城御殿は、その後、世子尚典の居所として使用されたが、造営完了から5年後の1879年の「琉球処分」（琉球併合）によって、「世子宮」としての役割を終えた。本節では、中城御殿の造営が行われた近世末期の1860年代末から70年代前半を中心とする文献情報を整理し、どのような史料が伝存し、それらからどのような内容を知ることができるのかを示すこととしたい。

これまで近世末期に行われた中城御殿造営に関する具体的な様相については、その概略を述べた『球陽』が引用されることが多く、それ以外の史料については十分な検討が行われてこなかったと言っている。もっとも、そのことは「家譜」などの諸史料に部分的な記載が見出されたりするものの、具体的な状況を伝えるまとまったものではなかったことも影響している。

中城御殿造営に関する尚家文書 しかし、1995年に那覇市に寄贈され近年整理・修復が進んできた国宝尚家文書中には、史料名から中城御殿の移転・造営に関する文書3点が確認される。そもそも尚家文書とは、王府評定所内に保管されていた行政文書に由来を持つものが多い。1879年の首里城明け渡しにともない、文書の一部が中城御殿に移され尚家保存の文書群として管理された後、さらにその一部が『尚泰公実録』編纂のために東恩納寛惇の依頼で東京へ移送されたことで沖縄戦の戦禍を免れ伝存した来歴を持つからである。

さて当該の文書は、尚家文書501～503号にあたり、すべて題目は『中城御殿御敷替御普請日記』となっている。尚家文書501号の表題には、評定所の記載があり、502～503号の表題には所属を示す記載がないが、尚家文書伝来の過程を踏まえれば3点とも最終的に評定所に

よって保管・管理されていたファイルであると考えられる。それぞれの記載期間・内容は次の通りとなる。

まず尚家文書501号は、294丁の大部のファイルで、同治6卯（1867）年2月から光緒元亥（1875）年3月までを収録し、中城御殿の造営が検討され始めた最初期から造営完了後までの文書を含んでいる。帳内には、奉行任命などの文書や造営にかかる要請および摂政・三司官とのやりとり、国王へ裁可を仰ぐ過程などが記され、興味深いところでは移転造営が決定される過程で作成された風水師と儀通事親雲上（鄭良佐）による「世子宮地理記」「玉陵地理記」などの検討資料も収録されている。このことから尚家文書501号は、表題に記された「評定所」の記載も踏まえれば、中城御殿造営事業全体に関与した評定所内でプロジェクト別に作成されていた業務日誌であると推定される。1868年6月に特設される臨時部局としての中城御殿御普請方との関係など、子細については今後の検討を待つ必要があるが、501号文書は中城御殿造営に関する最初期からの文書をほぼリアルタイムで書きとどめた形式である点から見てもそれを傍証しており、中城御殿の造営事業全体を見通すことのできる唯一の記録と言える。

一方、尚家文書502～503号は、両者の関係性から見て本来は一つの冊を構成する帳簿であったと考えられる。内容は、501号文書と重複する文書も存在するが、その多くが職人の監督、資材の運搬などの業務管理に関する文書に集中しており、造営のために設置された中城御殿御普請方全体の中でも、とりわけ現場の実務指揮を担った普請奉行所にかかわる記録が収録されたものと推定される。また、502号文書の表題にある「同治七（1868）年戊辰六月より同拾（1871）年辛未十二月迄」、「三冊之内一番」などの記載も踏まえれば、普請奉行所の業務に関連する文書を参照資料として残すため、時系列順に整理し清書された三冊本の第一冊目であったと考えられる。

表題に符合するように502号文書は、移転造営が正式に決定され、普請奉行が任命された1868年6月19日の記事を巻頭に置き、1870年7月1日までの記事を収める（95丁）。続く503号文書は、表紙をもたず、502号文書の末尾の記事の内容を引き継いで1870年7月の日付から始まり、1871年12月30日までを収録している（121丁）。表題の「三冊之内 一番」の記載のとおり、502～503号文書は、多くが準備状況を伝え屋敷の建設直前までを記している。尚家文書502～503号で構成される「一番」に続く、造営の中盤から後半の記録にあたりとみられる「二番」「三番」の記録は、管見の限り伝わっていない。

尚家文書として管理され伝来した上記の文書とは異なり、首里城から持ち出されなかった評定所所有の膨大な

文書群は、琉球処分後に明治政府によって接收され、内務省の倉庫に収められた後、不幸にもそのほとんどが1923年の関東大震災に罹災し灰燼に帰した。現在は明治政府によって作成された目録(『旧琉球藩評定所書類目録』)からその全貌を知ることができるが、その目録には、1707号文書として「中城御殿布替御普請日記」(明治5年・同治11年)の名があり、年次のメモから見て三冊の内の「二番」「三番」にあたる日記であったと考えられる。また、中城御殿造営に関連する文書はほかにも、1714号文書「中城御殿御庭作方日記」(明治6年・同治12年)の名が見えており、御殿内の庭を造園するためのチーム(御庭作方)による業務日誌も別途あったと考えられる。以下では、中城御殿造営が文献史料からどのように見出されるのか、史料のまとめり毎に紹介してみたい。

(2) 中城御殿造営の概略を述べた文献史料

『球陽』記事 中城御殿造営の概略については、国王尚泰によって中城御殿の風水上の欠陥を補うため「改遷」が検討され、尚泰王21年戊辰(1868年)ごろから事案が動き出していたことが、これまで『球陽』の記事(2206号記事)をもって広く知られてきた。

本年(1868年)、地理師暨び係役等を將つて閩省に遣発し、世子宮を改遷するの法を学習せしむ。

此の年、地理師鄭良佐と儀通事親雲上・係役蔡呈禎翁長里之子親雲上・蔡大鼎伊計親雲上等三名を將て閩省に遣発し、世子宮を改遷するの法を学習せしむ。称に拠れば、本処は、東南は地高く西北は地低くして、甚だ吉利ならず。若し向氏大村按司朝春・向氏摩文仁按司朝明の宅籍暨び向氏川平親方朝範・馬氏小祿親雲上良林・蒲戸玉城の外宅地を將て、一処に合連すれば、則ち地勢寛平にして、前後左右に於て、並も妨礙する所無く、甚だ吉利と為る等の由、此れに拠る。是れに由りて宮地を該処に改遷す。午年十一月より工を起し、戌三月に至りて成を告ぐ。同月、特に向氏嘉味田親方朝亮を遣わし、始めて其の門に入れしむ。

—球陽研究会編『球陽』(角川書店、1974)

記事によれば、福建省へと派遣された地理師(風水師)の見立てで、現状の中城御殿の立地が「東南は地高く西北は地低くし」て吉利なく、龍潭前の地が平坦で吉利であることが報告された。結果、午(1870)年11月から戌(1874)年3月まで造営工事が実施された。同月(1874年3月)には、向氏嘉味田親方朝亮を派遣して「門に入る」ための儀式が行われたという。記事は、尚泰王21年(1868)のものとし記録されているが、記事内容は1874年の造営完了後までの内容を含んでおり、中城御殿の造

営事業全体を概括したような構成となっている。

なお1868年の『球陽』の別記事(『球陽』2207号記事)には、王家の墓所である玉陵(玉御殿)の改修方法を中国福建へ風水師(地理師)を派遣して検討させたことが記されており、王家(王統)にかかわる重要施設である中城御殿と玉陵が同時期に風水上の見直しを背景に改修案が検討されていたことを伝えている。

『旧記書類抜萃』記事と石材等運搬従事帳簿『球陽』のほかに、中城御殿造営の概略を伝えるものとして、あまり知られていないが、明治政府が作成した旧慣調査書類の一つ『旧記書類抜萃』にも関係する記事(「百九 中城御殿作替ノ事」)が残されている。短い記事ではあるが、『球陽』に記されていない造営に関する情報を多く含んでいる。

百九〇 一中城御殿之儀下之戸履ノ前江有之候處、所柄宜敷無之御見付ヲ以テ同治九年庚午八月ヨリ当所之所江替御造営首里三平等那覇四町久米村士百姓惣進立ヲ以石等持越新ニ御殿御建立同十一年壬申二月廿一日御柱立同十二年癸酉十一月十四日迄ニ致成就候付、石細工・木細工惣様引取、同十三年甲戌三月十二日甲寅ノ日辰時御同所御門入之儀嘉味田親方御夫婦・三夫婦、御子孫御盛被成候付、御同人江御門入被仰付候段承申候

—法政大学沖縄文化研究所『沖縄研究資料27 旧記書類抜萃・沖縄旧記書類字句註解書』(2010)

記載によると、①中城御殿は「所柄宜敷無之」のために移転しての造営が決定されたこと、②首里三平等・那覇四町・久米村の士や百姓全員に石材等の運搬が割り当てられたこと、③同治11(1872)年壬申2月21日に「御柱立」、④同治12(1873)年癸酉11月14日までに建設が完了して石細工・木細工などの職人が引き上げ、⑤同治13(1874)年甲戌3月12日甲寅の日の辰の刻、嘉味田親方夫婦および3組の夫婦に、子孫が繁栄していることをもって「御門入」が命じられたことを記している。造営にかかわる記載が『球陽』よりも詳しく、「御門入」の任命が嘉味田らに行われた背景を伝えていることなどが特徴的である。

造営にあたって首里・那覇の住民らを石材運搬のため動員したとする史料としては、那覇の渡地村割り当てられた賦役の帳簿類が、沖縄県立図書館(東恩納寛惇文庫)に所蔵されている。午(1870)年の従事記録で、屋敷単位の出勤記録である「(午正月)中城御殿御石持夫賦屋敷帳 渡地村」と、個人ごとの記録である「百姓中石持人面立帳」があり、沖縄県立図書館の貴重資料デジタル書庫でデジタル公開されている。屋敷ごと、個人ごとで動員の回数は8日前後となっており、動員に従事した日が記

され、そこに確認した役人の印鑑が捺されている。

同様の帳簿記録は、沖縄県立公文書館が所蔵する岸秋正文庫内にもみられ、「同治十年 中城御殿御普請ニ付百姓中面立帳」、「同治十二年 中城御殿御普請ニ付御石御材木持夫出帳」の記録がある。石材・木材の運搬に那覇・首里の住民が、どのように動員されていたのかを伝えている。

(3) 尚家文書 501～503 号に見る中城御殿の移転・造営

先に紹介したように中城御殿造営に関するもっとも長期にわたる一次的な業務記録が、尚家文書 501 号「中城御殿御敷替御普請日記」である。表題は、

大清同治六年_{丁卯}二月よ里光緒元年_{乙亥}三月迄

中城御殿御敷替御普請日記

日本慶應三年

評定所

—尚家文書 501 号 (4～5 丁目)

とあり、1867 年 2 月から 1875 年 3 月までの文書を収録し、表紙等に若干の虫食い等がみられるものの、比較的良好な状態で那覇市歴史博物館に収蔵されている。本史料はすでに那覇市歴史博物館デジタルミュージアムでデジタル公開されている。

また、尚家文書 502～503 号は、1868 年 6 月から 1871 年 12 月までの中城御殿御普請方の業務記録を整理して保存用に清書したもので、尚家文書 501 号に比べ造営現場の監督や管理に関する詳しい記録を収録している。前述のように、尚家文書 502～503 号で構成される『中城御殿御敷替御普請日記』の第 1 冊は後続の第 2 冊・第 3 冊を欠いているため、中城御殿造営の全期間についてカバーしておらず、中城御殿の移転・造営の動向を確認するためには、尚家文書 501 号を中心としつつ、1868 年 6 月から 1871 年にかけての現場の管理状況などを尚家文書 502～503 号から確認するのが、もっとも網羅的である。

紙幅の関係から、収録内容を時系列に列挙することは難しいため、以下では移転・造営の動向にかかる重要事項をポイントごとに紹介しておきたい。

王府内での中城御殿移転の検討過程 (1867～8 年) これまで『球陽』などの記録から、1868 年に中城御殿の移転・造営が検討されていたことが知られてきたが、尚家文書 501 号を見ると、すでにその前年にあたる同治 6 (1867) 年 2 月ごろから議論が行われていた。議論の端緒について次のように記している。

二月十五日

今日、摂政・三司官御用有之

御前参上仕候處、中城御殿御風水御不足之所茂可有之哉

与被

思召上候間、宜所江御敷替又者當御屋敷江御向直相成候方ニ茂可有之哉、且玉御殿茂御風水闕略之所者有之間敷哉、御両所共風水之法存知之者江見分させ候様可取旨旨、御意被成下候付、委敷見分繪圖等組立させ申上候様可仕段申上候事、

—尚家文書 501 号 (4 丁目)

同治 6 (1867) 年 2 月 15 日に、摂政・三司官が国王のところへ赴いたところ、国王から中城御殿の風水に不足の点もあるのではないかと諮問があり、風水の良いところへの移転または現在の御殿の方角替えなどを検討すべきとの提示があった。また、玉御殿 (玉陵) の風水についても調査が命じられた。摂政・三司官は諮問に対し、調査を行った後、風水の見立てと絵図を用意し報告させることを回答している。

この諮問を受けて、同年 2 月 21 日には検討チーム (係り) を任命する「覚」が出され、本格的な検討が開始されていく。また、検討チームの詰め所を中城御殿の「御書院後之御座九疊敷」に置く「口上言上」(卯二月廿五日)、適切な代替地の探索を風水師に命ずる「覚」(卯三月) などが次々と出されていった。結果、6 月 4 日には、風水判断に基づき摂政・三司官らが摩文仁按司・大村按司屋敷・川平親方・小禄親雲上らの屋敷を視察したことが記されており、すでに 1867 年 6 月の時点で移転候補地として龍潭向かいの地が浮上していたことが分かる。摂政・三司官の検分を経て 9 日には、風水判断の結果書 (与儀通事親雲上鄭良佐作成「中城御殿地理記」・上運天里之子親雲上・神山里之子親雲上の 3 案) が添えられ国王へ報告が行われた。もっとも国王への報告後にすぐに移転が決定された訳ではなかったようである。というのも、報告された三名の風水師の見立てにそれぞれ異なる点もあったことから、6 月 11～14 日の条では与儀通事親雲上を勤学として渡唐させ、詳細を調べさせた上で最終的な決定を行う方針が記されている。

風水判断などの内容を見る限り、与儀は移転造営を主張し、上運天・神山は現在地における御殿の向きの修正案を提示したようである。久米村の諸士からだされた意見書も収録され、道理としては与儀の案を最良とみなすが、渡唐しての検討を進言する内容となっている。

8 月には、与儀だけでなく、別途渡唐が決まっていた北京大通事の翁長里之子親雲上 (蔡呈楨) と王舅迎船大通事の伊計親雲上 (蔡大鼎) にも、福州での風水教習の指示が出されており、『球陽』などで知られる風水学習は以上のような経過にかかる派遣であったことが分かる。結果、与儀らは複数の風水判断の文書を持参し、判断の妥当性を福建の風水師たちに諮り検証している。501 号

にはこの時に対象となった風水判断の文書と福建側風水師のコメントが加筆された文書が収録されている。

渡唐船が出発し、年が変わって辰（1868）年6月13日の条に、船が帰国し、国王に検証の結果を報告する「覚」が出されている。「覚」には、与儀らが中国において何積純・周鏡図・倪書勲らから意見を聞き取ったこと、結果として先年に報告した判断が追認されたこと、現在の中城御殿は「東南高・西北低」のため向きを変更しても吉利なく、候補地の諸按司らの屋敷を一つにして造営することが適切であるとの報告が行われた。『球陽』にみられる3名の風水師（与儀・翁長・伊計）による報告は、このことを指していたことが分かる。報告を受けて国王による中城御殿移転の最終的な裁可が6月13日に下されることとなった。6月19日には、中城御殿御普請奉行らを任命する「謹言上」が発給され、移転および造営実施に向けての体制作りが進められていくこととなる。

中城御殿の造営準備と工事（1868～1874年） 中城御殿の造営過程について紹介してみることとしたい。造営の過程は、大きく見れば、①計画や資材準備（1868年2月から）、②土地の造成（1870年2月から）、③御殿屋敷の建築（1872年2月～1874年11月）という日程で進んだことが日記の記載を追うと見えてくる。

同治7（1868）年6月に普請奉行が任命され、造営に向けて作業が始まり、翌月の7月付けで造営期間の概算書（「覚」）が作成されている。

覚

大村御殿御屋敷八百五拾四坪小禄親雲上同四百五拾八坪
 〆千式百拾式坪高壹尺八寸土引除壹坪ニ付四人ツ、
 一日用五千式百四拾八人

下之御殿四百坪平高四尺程土統並祢り堅壹坪ニ付三人
 ツ、

一同千式百人

〆六千四百四拾八人

日ニ百人出ニ而

月数式ヶ月

御殿中解持越

一月数拾ヶ月

御殿／＼御作立日ニ細工五百五拾人程出考ニ而

一四ヶ年

〆年数五年

右大抵賦如件御座候、以上

辰七月

一尚家文書 501号（129～130丁目）

「覚」からは、大村按司と小禄親雲上の屋敷地（1,200坪余り）を8尺ほど低くし、下之御殿の高さを揃え、固

める土地造成に約2ヶ月、「御殿中解持越」（旧中城御殿の屋敷を解体し運ぶ）などの屋敷の再利用のための解体に10ヶ月、新地での屋敷の建築に4年の合計5年の工期を見込んでいたことが分かる。

土地造成に関する作業は、この後、より具体的に検討が行われ、同治8（1869）年8月付けの「覚」には造成のための各屋敷の傾斜などが列挙される（502号）。

また、もともと建設予定地にあたる龍潭前の土地に居住していた人びとの引越を促し、同治7（1868）年10月までに完了するよう迫る文書が7月付けで出されており（501号）、1868年段階で用地の取得を進められたようである。

同治8（1869）年に入ると石垣などを積むための採石準備が行われた。予定地の「真和志間切天久寺原」の視察が8月に行われ（502号）、9月26日に「石穴明始」の儀式が行われて、10月頃から採石を開始したようである（501号148丁目）。また、同年2月13日には、奉行らが正装で首里城へ登って「御殿美図」が提出され、王府高官らによる検討を経て、3月15日に国王へと提出され、5月28日に裁可されて普請方へ連絡があったとあり、このとき屋敷の大まかな配置が確定したと考えられる（501号）。このほか、使用する木材について沖縄島内の状況確認などが進められつつ、八重山や日本（大和）へ注文するなどの作業が同治8年段階で着々と進められている。材木はその後、那覇・泊・与那原の港口近くで貯蔵され、同治8年末頃から徐々に、建設現場近くへと首里・那覇の住民などを中心に運搬されていった。

同治9（1870）年9月になると、（21日から）土地の本格的な造成作業（「土引」「土上」）を開始する指示（「覚」）が出され作業が行われはじめた（501号156丁目）。また、ほぼその2ヶ月後の同治9年閏10月11日から石垣が積まれはじめている。

同治10（1871）年に入ると、続々と日本（大和）へ注文していた材木を積んだ船が那覇港などに入港しており、6月頃までに7隻の船が確認できる（503号）。材木の搬入とともに、同年5～8月頃から普請に使用する板材への切り分けなどが行われていく（503号）。並行して8月19日付けの「覚」が許可されて、9月5日（巳時）から「中城御殿大御殿」の解体が開始された（501号）。

同治11（1872）年2月に入ると、本格的な御殿の建築が開始される。2月21日（辰時）に「中城御殿大御殿」「御住居御殿」「御二階御殿」の柱立て、3月13日（卯時）にそれらの梁上げ、18日（辰時）に（屋根の）葺き始めの儀式を行うことが、国王の裁可を仰いで取り決められており、同所の建築が行われていったと考えられる（501号、以下すべて同史料記載）。続いて、同様に国王の裁可を仰いで、3月18日（辰時）に「中城御殿御内原

御住居御殿」の柱立てと梁上げ、葺き始めの儀式実施が決められている。

御殿の中核的な建物の工事は、同治12(1873)年も引き続き進められ、国王の裁可を経て、同年1月27日(巳時)に「中城御殿御書院」の柱立てと梁上げの儀式、2月16日(巳時)に葺き始めの儀式を行っている。次に、3月22日(卯時)に「中城御殿御広間」の柱立てと梁上げ、24日(辰時)に葺き始めの儀式が実施された。さらに9月26日(巳時)に「中城御殿本御門」の柱立てと梁上げ、28日(巳時)に葺き始めの儀式が行われている。同年末頃から庭作りが本格化しているようで、11月25日に「中城御殿御庭」の新立ての儀式が実施され、前後して有力士などから庭木などの献上の記事が散見されるようになる。

概ね2年の歳月をかけた建物の建築が進み、同治13(1874)年に入ると、建築完了後の嘉例付けの儀礼として行われる「御門入」(本殿での宴席と引出物の提供など)が準備され、3月12日に嘉味田親方らにより実施されている。「御門入」がつつがなく終わると、同日に中城御殿大親への屋敷の引き渡しが行われた。もっともすべての工事が済んだわけではなく、「中城御殿上之御殿」「御物見」「御庭」は同治13(1874)年11月18日に工事が完了し、同じく中城御殿大親に引き渡されたことで、すべての造営を終えた。

有力諸士等からの借り上げと諸物の進上 国王の諮問から始まり足かけ7年半近くにわたった中城御殿の移転・造営は、用地取得や資材確保、御殿の工事などによって莫大な予算を必要とした。王府にとってこれらの建設費をどのように確保するのが大きな課題であったが、その解決のために倅約や重出米(臨時の付加税)などが実施されるとともに、同治11(1872)年9月には三司官から財務部門を統括する御物奉行に対しある通達(「手形」)

が出された。その一部を引用すると、「御入料格別相増、兼而之御賦ニ而者過分之御不足差見候處…何分取續之手筋無之、就而者是迄之五増倍程茂重出米不被仰付候而不叶事候…有財之方御借上ニ而譜代新家譜被成下又者相当之利付を以御借入等ニ而御取償被仰付」とあり、建設費が高額となり、以前の想定に比べ多額の不足が出ていた。解決の手段がない場合、重出米(付加税)を現在の5倍増して課するほかない状況であるとも述べている。事態打開のため、王府は種々の倅約案などを提示しつつ、財力のある者に家譜作成の許可や譜代家への取り立てを認めることで、対価として借り上げや利付けにより資金の調達を行う必要があるとする。ここで述べられる借り上げとは、実質のところの献上であり、身分上昇の許可をテコとして資金補填が目指されていた。

尚家文書501号に記された中城御殿造営にかかる献金(「加勢銭」)の例は、次の9例を見ることができる。なお、それぞれの献金額は、一律の百万貫文であった。最初の例は、同治11(1872)年11月22日付けの「覚」にあり、①鳥小堀村かま仲村渠の祖母に新家譜が許可された。また、その後も同様に、同治12(1873)年6月1日付けで②新参泊村嫡子国吉筑登之の母に譜代家、同22日付けで③泊村の平良筑登之親雲上に新家譜、9月15日付けで④泉崎村の當間筑登之親雲上と⑤東村伊差川筑登之の母に新家譜、10月12日付けで⑥新参金城村嫡子新垣筑登之親雲上の母に譜代家、⑦西村比嘉筑登之の母、⑧西村金城筑登之の母、⑨西村まつ知念の祖母にそれぞれ新家譜が許可されている。合計で900万貫文の献金がなされたことになる。

このほか、501号文書には、諸士からの松やソテツなどの庭木、灯籠や炉用の石材が進上されている。多くは、按司や親方といった高位の士族の名前が連なり、御殿新造に伴っての贈答の一環と考えられる。



1. 尚家文書501号の表紙



2. 尚家文書501号内の風水の屋敷図

第31図 尚家文書501号

最初に確認できる進上の例は、同治12(1873)年閏6月7日付けで行われた美里親方・富川親方による庭石御用のための献上で、その後、同治13(1874)年1月ごろまで続々と石灯笼や手水鉢、溜池などが贈られている。これらは、中城御殿の大御殿や御書院、御内原などの工事の進捗と連動して行われたとみられる。

また、もっとも多くの人びとがかかわったのが、すべての工事が完了した同治13(1874)年11月付けの「覚」によるもので、22名が庭木などを進上している。このことについて、御用に役立つことから植え付けているので進上として認めて欲しい、との添え書きがなされ国王に報告された。進上した人びとにはその後、返礼品が贈られ、このことは11月の「覚」でソテツ1株を進上した貝姓福地家の家譜仕次(七世唯延の条)にも見え、光緒元(1875)年3月8日付けで「国分煙草式斤」を受け取っている(『那覇市史 資料篇第1巻12 近世史料補遺・雑纂』那覇市役所、2004、198頁)。

これらの例は、大規模な御殿の造営が王府財政で賄いきれず、献金や進上などの民間・高位の社会層からの動員・提供などがからみあいながら進められたことを示している。

参考文献

- ・球陽研究会編『球陽』角川書店、1974年
- ・高良倉吉「尚泰王末期の風水動向の一端」『琉球大学法文学部紀要 琉球アジア文化論集』4、琉球大学法文学部国際言語文化学科琉球アジア文化専攻、2018年
- ・法政大学沖縄文化研究所『沖縄研究資料27 旧記書類抜萃・沖縄旧記書類字句註解書』、2010年
- ・琉球王国評定所文書編集委員会編『旧琉球藩評定所書類目録』浦添市教育委員会、1989年
- ・「貝姓福地家家譜仕次」『那覇市史 資料篇第1巻12 近世史料補遺・雑纂』那覇市役所、2004年
- ・『中城御殿御敷替御普請日記』(尚家文書501号、那覇市歴史博物館所蔵)
- ・『中城御殿御敷替御普請日記』(尚家文書502号、那覇市歴史博物館所蔵)
- ・『中城御殿御敷替御普請日記』(尚家文書503号、那覇市歴史博物館所蔵)
- ・『同治十年 中城御殿御普請二付百姓中面立帳』(沖縄県立図書館所蔵)
- ・『同治十二年 中城御殿御普請二付御石御材木持夫出帳』(沖縄県立図書館所蔵)

第2節 近代期の中城御殿に関する文献資料

(1) 沖縄県設置直後から旧慣期の中城御殿に関する文献史料

1879年の廃琉置県処分後、首里城は日本陸軍熊本鎮台分遣隊に接收され、尚家は中城御殿への退去を余儀なくされた。同年5月に最後の国王尚泰は東京へと移り、その後尚家の当主は東京の尚家邸を拠点とし、中城御殿は沖縄尚家邸として利用された。近代を通して、中城御殿は沖縄での尚家家政の中心、および開導大君をはじめとする尚家祭祀の中心として機能した。

なお、首里城から中城御殿への尚家退去については、尚順「首里城明渡しの思い出」に、「騒然とした人々のざわめきと、明るい篝火と、暗い夜空と、そうした中を、乳母に背負われて中城御殿にはいった記憶がある。中城御殿は御座敷から廊下まで一杯の人であった。私を背負った乳母が通れない位の人であった。私はその人々の間に、乳母に背負われたまま暗い廊下の隅に立ちつくして、あちこちに聞こえる嗚咽を夢のように聞いていた」(『松山王子尚順遺稿』5～6頁)と記されている。また、真栄平房敬『首里城物語』には、著者が関係者や首里の古老たちから聞いた話を中心に当時の様子が記録されている。**新県への抵抗拠点としての中城御殿** 首里城を退去した尚泰は、病気を理由に政府の上京命令に対して度々延期を要請するが、1879年5月18日松田から尚泰へ次のような通知文が渡される。

病氣之趣被 聞食今般御見舞トシテ宮内省御用掛陸軍少佐相良長発、侍医高階経徳ヲ被差遣候ニ付、今日午後三時拙者(松田道之)同伴、其邸へ参入候條此段申入候也
(『琉球見聞録』133頁)

宮内省から派遣された高階経徳の診断結果をもって再度上京の督促がなされ、6月上旬に尚泰は上京することとなった。この尚泰上京をもって松田道之は琉球での任務を終え、帰京する。同年3月から約3か月にわたる「御処分(廢藩御処分)」の後半は、中城御殿が日琉当局の駆け引きの場所となっていた。

喜舎場朝賢『琉球見聞録』には、「毎日中城殿に聚会せし旧衆官吏は、松田の命令を辞絶し、国中人心一致して義を守るの方法を講議す」(『琉球見聞録』132頁)との記述もみられる。旧王府士族は中城御殿や大美御殿へ集まり県庁への抵抗拠点として利用していた。しかし、県当局の方針が説得から警察力の行使へと変化し、1879年9月に三司官富川親方らを中心に県庁へ恭順を示し、県内部での抵抗運動は鎮静化する(前田2016)。ただ、「東汀隨筆」によれば、廃琉置県の10年後も頑固党の人々を